

毛利元就の厳島合戦

渡海の陽暦年月日と

地御前での行蹟

渡邊 通

序一

世に謂う、元就の厳島合戦があつた弘治元年一正確には天文廿四年(一五五五)一今年は、以後四四五年に当たる。平成九年に、NHKが大河ドラマで放映したので、毛利縁の各地人物を中心に、一大ブームを巻き起した之に関する既往の著作物も、所謂、汗牛充棟で、筆者の出る幕はない。但し、瞥見するに先ず、

(一) 大家の研究にも、弘法の筆の誤りで、「元就の渡海は月明下に行われた」又は、「弘治元年十月一日の合戦日は陽暦一五五五年十一月二十四日であつた」など、見逃し難い迷説もあるので、筆者は逆に、「渡海日は陽暦七月十七日だ」と論証する。

次に、

(二) 筆者の住む地御前は地理的に厳島に近接し、種々、合戦に協力していたのに、無視されている嫌がある。戦術面で協力した裏方役の内情を世間に発表して置きたい。この微意を酌み、目を通して欲しい。

第一章―厳島渡海日の太陽暦年月と気象情況一、渡海日の陰暦年月日

厳島合戦に関する諸記録、研究書を見ると、不可思議にも、渡海日に関する、当時の毛利家の記録が見えない。勿論、敗戦の陶方にも記録は無い。諸記録を点検するに

1、御旗本より仰渡さる御軍法の事、九月二十九日、大江元就」と言う、文書がある由であるが、典拠が不明

2、「棚守房頭覚書」には、「卯の歳に明け、九月二十三日、吉田より地御前に出張、二十八日、沖家(村上水軍)の船敷二、三百艘で下る(来着)。明くる二十九日の暮に掛り、元就乗船ありて、包の浦へ船を付く云々(要旨)」とある。

3、大正十五年「広島県誌」附録「芸備年表」に依れば、「九月二十九日、元就風雨に乘じ精兵を拉して、急に厳島に渡る。閏十月朔味爽元就の軍、山を踰へて急に陶の本營を衝き大に之を破る。(註、「並の十月」を飛ばすの誤を犯している)

4、歴史学研究会編「日本史年表」では、十月に閏月ありしとしながら、本文記事では、「十月に元就、陶晴賢を厳島に襲撃、晴賢自殺する」として、月の平閏の区別を示していない。筆者は棚守房頭の記事に従う。

次に、「閏月制設置の実態」を日本史年表に依り調査する。厳島合戦の前夜、四十九年閏(一五三一〜一五八〇)に十七回の閏月が

あり、その内、閏月前の「普通の月」が「三ヶ月のものが九回」「同三ヶ月のものが六回」「同三四ヶ月のものが二回」ほどある。厳島合戦の場合には三ヶ月の例に該当し、「渡海、合戦の気象状況は、標準年の気候に對し、約一ヶ月分の狂い(異情)があつた」ことが判る。

二、太陽暦と太陰暦との長短比較

日本は、陰暦の明治五年十二月三日を以て陽暦の六年一月一日とし、改暦した。爾来、一二七年が経過し、現代国民一般は旧暦法を知らない。然し、生活の必要上、漁業者、航海業者などには陰暦が秘かに行われている。依つて、両方の長短を紹介する。

太陽暦―一年間を三六五日五時四八分四六秒と天文学的に査定、之を平年は三六五日、その餘の端時間を以て閏年を設ける。即ち、四年間に一度、三六六日の閏年を置き、二月を二九日とするが、一〇〇年目には閏日を置かない。一年間を春夏秋冬の四季節、一二ヶ月に略等分する。従つて年間の月日と氣候とが略一致する。且つ、所謂キリスト生誕年を紀元とする「通し年號」を用いるので、國際的にも古今の時代的にも比年が簡便である。

太陰暦―地球の周回を、月の明暗の一回転、二九日餘を基準として、一ヶ月を二九日(小の月)と三〇日(大の月)との二種に分ち、交互に配置、平年は年間三五四日とし、約三四ヶ月に一回、閏月を置き、年間を一三個月